



平成 18 年 8 月 11 日

各 位

会 社 名 ミクロン精密株式会社  
代表者名 代表取締役社長 白田 啓  
( J A S D A Q ・ コード 6159 )  
問合せ先 役職 常務取締役管理本部長  
氏名 小松 貞生  
電 話 (023) - 688 - 8111 (代表)

(訂正) 平成 18 年 11 月期中間決算短信 (連結) 等について

平成 18 年 7 月 14 日に発表いたしました「平成 18 年 11 月期中間決算短信 (連結)」及び「平成 18 年 11 月期個別中間財務諸表の概要」の記載内容につきまして、一部誤りがございましたので以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は、\_\_線で表示しております。

1. 平成 18 年 11 月期中間決算短信 (連結)

①9 ページ「4. 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結貸借対照表」

【訂正前】

(純資産の部)

前中間連結会計期間末 (平成 17 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間末 (平成 18 年 5 月 31 日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成 17 年 11 月 30 日)
金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)

【訂正後】

(純資産の部)

前中間連結会計期間末 (平成 17 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間末 (平成 18 年 5 月 31 日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成 17 年 11 月 30 日)
金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)

②15 ページ「4. 中間連結財務諸表等 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」

【訂正前】

	前中間連結会計期間 (自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 17 年 12 月 1 日 至 平成 18 年 5 月 31 日)	前連結会計年度 (自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 11 月 30 日)
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	イ 有価証券 (ロ) その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	イ 有価証券 (ロ) その他有価証券 時価のあるもの <u>同 左</u>	イ 有価証券 (ロ) その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

【訂正後】

	前中間連結会計期間 (自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 17 年 12 月 1 日 至 平成 18 年 5 月 31 日)	前連結会計年度 (自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 11 月 30 日)
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	イ 有価証券 (ロ) その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	イ 有価証券 (ロ) その他有価証券 時価のあるもの <u>中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</u>	イ 有価証券 (ロ) その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

③17 ページ「4. 中間連結財務諸表等 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」  
【訂正前】

前中間連結会計期間 (自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 17 年 12 月 1 日 至 平成 18 年 5 月 31 日)	前連結会計年度 (自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 11 月 30 日)
—	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は 5,830,354 千円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	—

【訂正後】

前中間連結会計期間 (自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 17 年 12 月 1 日 至 平成 18 年 5 月 31 日)	前連結会計年度 (自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 11 月 30 日)
—	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は 5,830,354 千円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	—

2. 平成18年11月期個別中間財務諸表の概要

①31 ページ「6. 個別中間財務諸表等 (1) 中間貸借対照表」

【訂正前】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年5月31日現在)		当中間会計期間末 (平成18年5月31日現在)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年11月30日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部) I 株主資本 4. 自己株式			—		△1,319	0.0	—

【訂正後】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年5月31日現在)		当中間会計期間末 (平成18年5月31日現在)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年11月30日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部) I 株主資本 4. 自己株式			—		△1,319	△0.0	—

②34 ページ「6. 個別中間財務諸表等 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」

【訂正前】

項 目	前中間会計期間 (自 平成16年12月1日 至 平成17年5月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年12月1日 至 平成18年5月31日)	前事業年度 (自 平成16年12月1日 至 平成17年11月30日)
1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	(3) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市 場価格等に基づく時価 法 (評価差額は全部資 本直入法により処理 し、売却原価は移動平 均法により算定)	(3) その他有価証券 時価のあるもの <u>同 左</u>	(3) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価 格等に基づく時価法 (評 価差額は全部資本直入 法により処理し、売却原 価は移動平均法により 算定)

【訂正後】

項 目	前中間会計期間 (自 平成16年12月1日 至 平成17年5月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年12月1日 至 平成18年5月31日)	前事業年度 (自 平成16年12月1日 至 平成17年11月30日)
1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	(3) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市 場価格等に基づく時価 法 (評価差額は全部資 本直入法により処理 し、売却原価は移動平 均法により算定)	(3) その他有価証券 時価のあるもの <u>中間決算期末日の市 場価格等に基づく時価 法 (評価差額は全部純 資産直入法により処理 し、売却原価は移動平 均法により算定)</u>	(3) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価 格等に基づく時価法 (評 価差額は全部資本直入 法により処理し、売却原 価は移動平均法により 算定)

③36 ページ「6. 個別中間財務諸表等 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」

【訂正前】

前中間会計期間 (自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日)	当中間会計期間 (自 平成 17 年 12 月 1 日 至 平成 18 年 5 月 31 日)	前事業年度 (自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 11 月 30 日)
—	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は 5,733,684 千円であります。</p> <p>なお、<u>中間財務諸表規則</u>の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	—

【訂正後】

前中間会計期間 (自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日)	当中間会計期間 (自 平成 17 年 12 月 1 日 至 平成 18 年 5 月 31 日)	前事業年度 (自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 11 月 30 日)
—	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は 5,733,684 千円であります。</p> <p>なお、<u>中間財務諸表等規則</u>の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	—

以上